

憲法記念日に寄せて

日本国憲法は、一人ひとりが平等に個人として尊重されること、誰もが命を守られ自由に人間らしく生き幸福を追求できることを最も大切な理念としています。

その実現のため、日本国憲法は、権力に縛りをかけて、国に対し、基本的人権の侵害を禁じるだけでなく、その実現のための積極的な施策を命じています。

1年以上にわたって収束を見ない新型コロナウイルス感染拡大は、医療体制のひっ迫を招き、緊急事態宣言が繰り返し発令されることになり、経済に大きな影響を与え、とりわけ女性や高齢者、生活困窮者、中小零細事業者、学生、子ども、外国人など弱い立場の人々の命と暮らしを直撃しています。減少していた自殺者数は2020年に増加に転じ、とりわけ女性の増加が目立つのは、コロナ禍でのDVや非正規雇用の失業・生活苦の影響だと指摘されています。コロナ禍によって貧富の格差拡大と貧困化がますます進行する中、誰ひとり取り残されることなく、差別なく支援を行き渡らせ、命と暮らしが守られなければなりません。

これら支援や新型コロナウイルス感染拡大防止のための医療体制の強化などのために私たち国民の納めた税金が有効適切に使われているか、これらの政策が憲法の理念にかなったものであるか、私たち国民は主権者として、知る権利や表現の自由（21条）、選挙権（15条）、請願権（16条）の行使を通じて、国や自治体の施策をチェックし、批判し、提案して、正していくことが求められています（12条）。

憲法記念日の今日、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする私たち弁護士は、一人ひとりの基本的人権や法の支配、平和主義、民主主義が損なわれたり後退したりすることのないよう、日本国憲法の理念に基づき、皆様と共にこれからも「不断の努力」（12条）で責務を果たしていく決意を新たにします。

2021年（令和3年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 谷口

